

自主点検票【非常時に危険性の高い劣化状況】

本票を用い、「京都市庁舎施設マネジメント計画」に基づく「自主点検」として、火災や地震等の非常時に危険性の高い劣化状況を点検してください。
なお、点検箇所は、目視により確認ができる範囲とします。

【判定基準】

劣化状況において記載されている「部分的」、「広範囲」及び「全体的」の目安は、以下のとおりとします。

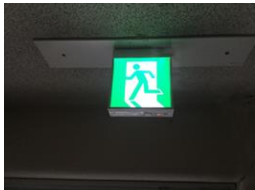
- ・部分的:各部位における不具合又は劣化事象の割合が、全体の面積、台数等の**15%～30%程度**のもの
- ・広範囲:各部位における不具合又は劣化事象の割合が、全体の面積、台数等の**30%～70%程度**のもの
- ・全体的:各部位における不具合又は劣化事象の割合が、全体の面積、台数等の**70%程度以上**のもの

【確認する法定点検について】※「法定点検」とは、各法令により定期に実施する点検のことをいいます。

「確認する法定点検」欄の色は、以下のとおりです。

: 前年度に実施した法定点検結果を、自主点検としてよいものとします。

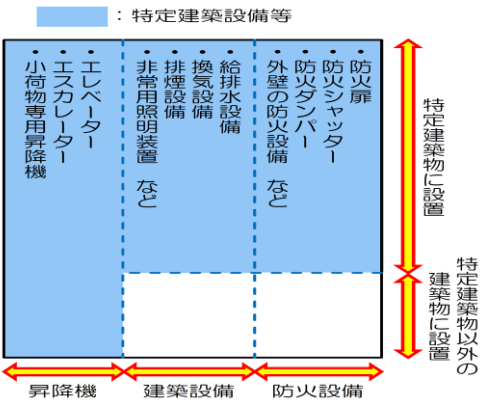
: 法定点検の対象であれば、前年度に実施した点検結果を、自主点検としてよいものとします。
ただし、法定点検の対象でない場合は、メーカーや点検業者に点検を依頼し、劣化状況の確認してください。

部位・設備区分		危険性の高い劣化状況	確認する法定点検
電気設備	警報設備（防災）  	☐ 警報設備の広範囲にき裂、損傷、変色、腐食又は変形がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ 警報設備の部分的に作動不良がある。	消防法第17条の3の3点検
その他各種設備	非常用照明設備  	☐ 照明器具の部分的に点灯不良がある。	建築基準法第12条第4項点検
		☐ 照明器具の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	建築基準法第12条第4項点検
	誘導灯設備  	☐ 誘導灯の部分的に点灯不良がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ 誘導灯の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	消防法第17条の3の3点検
	自家発電設備  	☐ 発電設備が正常に起動しない。	・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検
		☐ 発電設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検
	蓄電池設備（直流電源装置）  	☐ 蓄電池設備に作動不良又は液漏れがある。	・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検
		☐ 蓄電池設備の部分的に損傷又は腐食がある。	・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検
	交流無停電電源装置（CVCF） 	☐ 電源装置に作動不良がある。	電気事業法第42条点検
		☐ 電源装置の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	電気事業法第42条点検

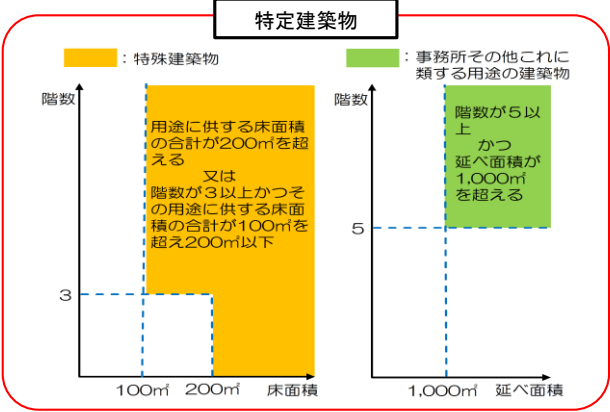
部位・設備区分		危険性の高い劣化状況	確認する法定点検
その他各種設備	非常警報装置・個別ガス漏れ警報装置  	☐ 警報装置の部分的に作動不良がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ 警報装置の部分的に損傷、変形、腐食又は汚損がある。	消防法第17条の3の3点検
	排煙設備  	☐ 排煙設備に作動不良がある。	建築基準法第12条第4項点検 (排煙設備)
		☐ 排煙設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	建築基準法第12条第4項点検 (排煙設備)
	屋内消火栓設備  	☐ 屋内消火栓設備に作動不良がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ 消火栓箱の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	消防法第17条の3の3点検
	連結送水管 	☐ 連結送水管に作動不良がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ 送水口、放水口、放水用器具格納箱等の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	消防法第17条の3の3点検
	連結散水設備 	☐ 連結散水設備に作動不良がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ 散水ヘッド、配管・弁類、送水口等の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	消防法第17条の3の3点検
	スプリンクラー設備 (地上階及び地下階)  	☐ スプリンクラー設備に作動不良がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ スプリンクラー設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	消防法第17条の3の3点検
	泡消火設備 (屋内駐車場)  	☐ 泡消火設備に作動不良がある。	消防法第17条の3の3点検
		☐ 泡消火設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。	消防法第17条の3の3点検

「法定点検の対象」の判断基準

【建築基準法第12条第4項】
「昇降機」及び「特定建築物に設置されている建築設備及び防火設備」が設置されている場合、法定点検が必要となります。



※ 特定建築物とは、以下の図に示す規模及び用途の建築物をいいます。



対象用途
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限り）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗
倉庫
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ

【電気事業法第42条】
自家発電設備、蓄電池設備又は交流無停電電源装置が設置されていれば、規模等にかかわらず法定点検が必要となります。

【消防法第17条3の3】
消火設備、警報設備、避難設備、自家発電設備及び蓄電池設備が設置されていれば、規模等にかかわらず法定点検が必要となります。